

○恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱

平成19年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、恵庭市が行う事後審査型条件付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、入札に付する建設工事のうち恵庭市工事入札指名選考委員会(恵庭市競争入札参加資格者指名選考委員会規程(平成7年訓令第4号)第4条第1号に規定する委員会をいう。以下「選考委員会」という。)が指定したものとする。

(入札参加資格)

第3条 事後審査型条件付一般競争入札に参加することができる者は、恵庭市建設工事の競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載されている者であって、次に掲げる事項について対象工事ごとに定める条件を全て満たす者とする。

- (1) 有資格者名簿に登載されている業種ごとの総合点
- (2) 有資格者名簿に登載されている建設業許可区分
- (3) 施工実績
- (4) 配置予定技術者
- (5) 本店の所在地
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 次に掲げる者は、事後審査型条件付一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかに該当する者
- (2) 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成21年1月15日実施)の規定により指名停止の措置を受けている者
- (3) 経営状態が不健全であると認められる者。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により更生手続開始の申立てをした者及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てをした者及び再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。

3 次に掲げる者は、同一の事後審査型条件付一般競争入札(共同企業体により施工する工事に係るものを除く。)に参加することができない。

(1) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する子会社と親会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者

(2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合若しくは一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者

4 第1項各号の対象工事ごとに定める条件は、選考委員会において決定する。

(公告)

第4条 事後審査型条件付一般競争入札を実施する場合の公告は、標準公告例(別表)によるものとし、当該工事に係る工事名、工事場所、工事概要、工期及び入札参加資格要件のほか必要な事項を掲載する。

2 前項の公告は、総務部財務室契約課閲覧コーナーへの掲示、新聞報道への依頼、恵庭市ホームページの利用等により行うものとする。

(設計図書の閲覧等)

第5条 対象工事の設計図書は、恵庭市契約事務規則(平成9年規則第10号)第6条の規定による公告の日の翌日から入札日の前日まで閲覧に供する。

2 入札に参加しようとする者は、公告の日の翌日から市長が指定する日までの間、設計図書等を有料で複写することができる。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書等の内容について質問することができる。この場合においては、市長が指定する日までに質疑書(様式1)を提出しなければならない。

4 前項の質疑があった場合は、市長は提出者に対して回答を行うとともに、質疑回答書(様式2)を入札日の前日まで閲覧に供するものとする。

(入札参加受付)

第6条 入札参加希望者は、受付最終日までに入札参加申請書類を契約課へ持参するものとし、受付最終期日を過ぎて持参した書類は受理しない。

2 提出された入札参加申請書に収受印を押し、その写し1枚を申請者に交付するものとする。

3 入札参加申請書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式3)

- (2) 類似工事施工実績書(様式4)
- (3) 配置予定技術者等経歴書(様式5)
- (4) 協定書(様式6。ただし、特定共同企業体に限る。)
- (5) 委任状(様式7。ただし、特定共同企業体に限る。)
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(入札の方法)

第7条 入札は、入札会場において恵庭市が指定した入札書により行う。この場合においては、入札参加者から工事費内訳書の提示を求めることができるものとする。

(入札の無効)

第8条 次の入札は、無効とするものとする。

- (1) 第4条第1項の規定による公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札

(競争入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第9条 競争入札参加資格の確認及び落札者の決定は、入札を終了した後に行うものとし、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格で入札した者(以下「最低価格入札者」という。ただし、恵庭市低入札価格調査事務処理要綱(平成12年告示第62号)第8条第3項の規定により、契約が履行されないおそれがあると認められる額で入札した者を除く。)を落札候補者とし、落札を保留する。

2 競争入札参加資格の審査は、最低価格入札者から入札価格の低い順に実施し、競争入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。

3 落札者の決定は、原則として入札日から起算して3日(休日を除く。)以内に行うものとする。

4 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し電話等の方法により通知し、第2項の審査において競争入札参加資格がないと認められた者に対し競争入札参加資格審査結果通知書(様式8)により通知するものとする。

(競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第10条 競争入札参加資格がないと認められた者は、市長が定める日までにその理由について書面により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求められたときは、原則として前項の書面を受け取った日の翌日から起算して4日以内に入札参加資格審査結果に係る理由説明書(様式9)により回答するものとする。

(事後審査型条件付一般競争入札の中止)

第11条 市長は、入札参加者の数が2に満たないときは、当該事後審査型条件付一般競争入札を中止する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事後審査型条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施し、同日以後に開催する選考委員会に付される案件について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年10月26日から実施し、改正後の恵庭市事後審査型条件付一般競争入札試行要綱の規定は、平成21年12月1日以後に入札通知を行う工事の入札受付から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月1日から実施する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の恵庭市事後審査型条件付一般競争入札試行要綱の規定は、この要綱の実施の日(以下「実施日」という。)以後に執行する入札について適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、実施日以後に執行する入札において予定契約期間の末日を平成26年3月31日以前とするものにあつては、この要綱の実施後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。